

# みんなで考えよう！ 授業料徴収事務

ー現状を踏まえて、今私たちが為すべきことー

千葉県公立高等学校事務職員会

印旛支部研究グループ

発表者

千葉県立印旛高等学校

副主査 鈴木 正志

## 1 はじめに

千葉県では、昭和57年4月1日に制定された県立学校授業料口座振替収納事務取扱要綱は、幾多の変遷（最終改正・平成15年4月1日）を経て制定後22年が経過した。

この間、日本経済はバブル経済から平成不況へと移り変わり、またIT革命による情報通信網の整備が進むなど、私達を取り巻く社会情勢・生活環境は大きく様変わりをした。授業料の滞納者に対する督促事務は、従来各学校においてさまざまな対策に取り組み、試行錯誤を繰り返してきたところである。しかし、生徒を取り巻く環境もそれぞれ違うため、マニュアル化・パターン化した方法だけでは対処できず、授業料の未済額は年々増える傾向にある。

また、千葉県の財政状況は平成15年度から平成17年度までの3年間で3,600億円（平成14年度データによる）もの財源不足が見込まれるなど危機的状況にある。これまでの行政システムの見直しや、新しい時代に対応した効率的な行政システムを構築など、本県財政の健全化を図らなければならない。そこで、平成14年度から「千葉県行財政システム改革行動計画（16年度まで）」に基づき改革に取り組みを始めた。また平成15年度からは「千葉県財政再建プラン（17年度まで）」がスタートし、全庁を挙げて改革に取り組んでいる。これらの改革では、職員数の削減、職員給与の抑制、職員の福利厚生事業の見直し等々、歳出削減に向けての取り組みに着手したところである。また同時に、景気の低迷が続き税収が上がらない中、新たな施

策を展開して行くためには、新たな財源の発掘、長期にわたる滞納者に対する督促の強化を図る等々、財政再建に向けて歳入を確保することが不可欠であり、大きな課題である。

このような状況を踏まえ授業料納入状況の現状把握のため、全県立高等学校を対象にアンケートを実施し、現状の分析を試みた上で、将来を見据えた有効かつ効率的な新しい徴収事務のあり方について探り、より具体的に一つの考え方をまとめてみることになった。

## 2 用語の整理

「授業料とは」使用料及び手数料条例第3条の規定により、公の施設の利用に対し、その対価として使用又は利用する者から徴収するもの。

「督促とは」納入義務者がその納入期限を過ぎても納入されない場合に、期限を指定して納入の催告をする行為。納入義務者の県に対する責務内容の実現をはかるための第一手段であり、かつ滞納処分を行う前提要件となるもの。（千葉県出納局 財務会計事務テキスト「収入事務の手引き」）

「督促義務」分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。（地方自治法第231条の3）

〔國立高等學校管理規則 第77條〕

校長は授業料を滞納中の生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

2. 校長は授業料の滞納が三月を越える生徒に対しては、退学を命ずることができる。

「正当な理由とは」保護者又は後見人（以下保護者）の失業・給与支払いの遅延等により、授業料を直ちに納入できない経済的理由と考えられる。

(印旛支部研究グループ)

### 3 千葉県における 授業料等納入の概要

(1) 授業料及び取扱事務

## ① 授業料の納付額等

全日制の課程の場合 111,600円（年額）

[平成 15 年 4 月 1 日から一部改正]

| 納入月 | 納付額<br>(円) | 振替日 | 納期限  |
|-----|------------|-----|------|
| 毎月  | 9,300      | 17日 | 月の末日 |

※ ただし修業年限の最終学年の2月にあつては年額の12分の2の額を当月の末日までに納入する。

② 調 定

毎月の初日における在籍生徒数に応じて調定を行う。

### ③ 納入方法

納入義務者の利便性及び事故防止の観点から、原則として口座振替納入を推進しているが、窓口納入（現金持参）でも差し支えない。口座振替は毎月17日に行い、再度の振替は行わない。振替不能者に対しては、当月の末日までに現金を学校事務室へ持参するよう連絡する。

#### ④督促

納期限経過後、20日以内に期限を指定して督促状により督促する。

## ⑤ 収入未済金の繰越

当該会計年度において調定した歳入で当該会計年度の出納閉鎖期日までに納入されないものがあるときは、その翌日において翌年度に繰り越す。

(2) 授業料と一緒に納入する  
(口座振替を行う)もの

① 諸団体費等

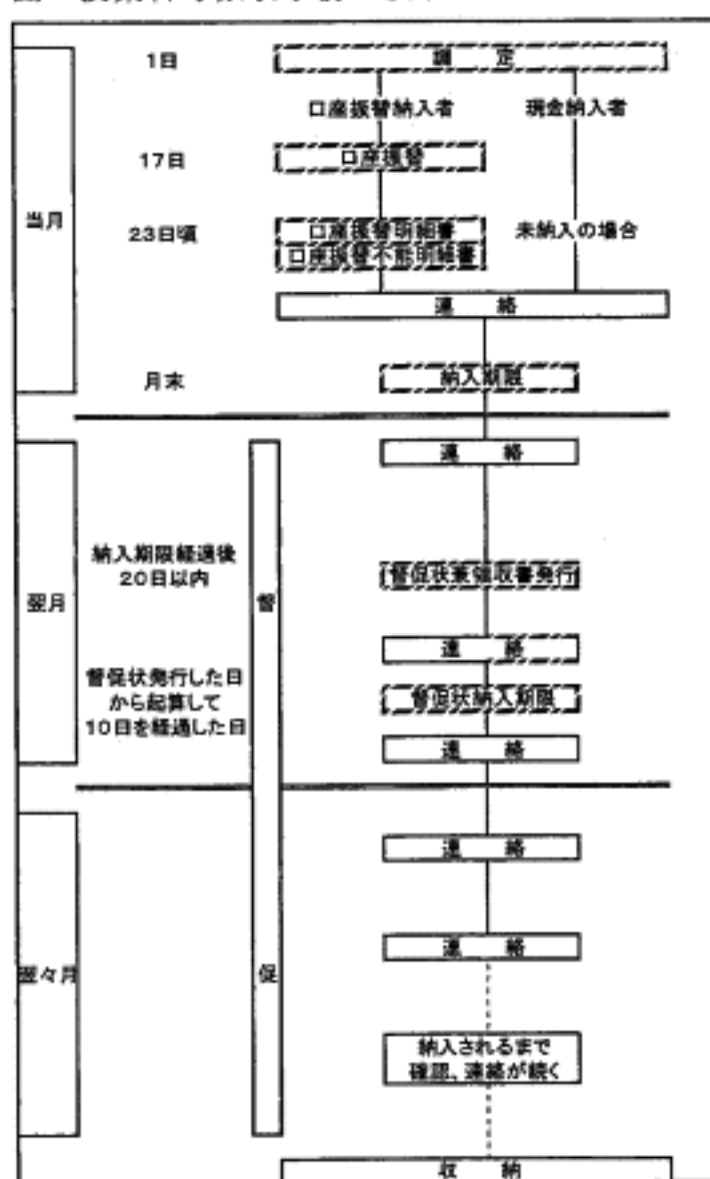
PTA会費等の団体費は、原則として生徒一人あたり月額1,100円を限度とする。

なお、月額徴収金が限度額を超える場合は、事前に主管課と協議を行う。

### ② 学校徴収金

修学旅行積立等の学校徴収金については、教育効果を十分に勘案し、団体費同様に過重な保護者負担とならないよう必要最低限の額とする。

図 授業料等徴収事務の流れ



固定者数(人)

未納入者数(人)

100,000  
90,000  
80,000  
70,000  
60,000  
50,000  
40,000  
30,000  
20,000  
10,000  
0

7,000  
6,000  
5,000  
4,000  
3,000  
2,000  
1,000  
0

年度・月 12.4 5 6 7 9 10 11 12 1 2 3 13.4 5 6 7 9 10 11 12 1 2 3 14.4 5 6 7 9 10

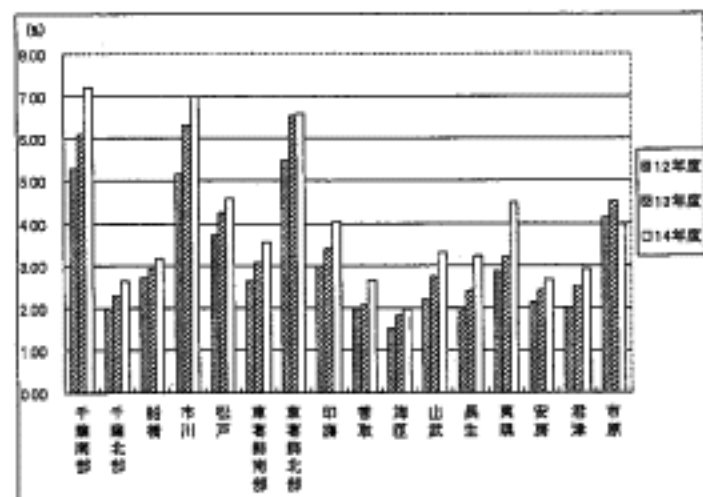
□ 固定者数

◆ 口座振替  
不能者数

▲ 月末まで  
の未納入  
者数

○ 督促状発  
行者数

図② 在籍者数に対する授業料減免者の割合

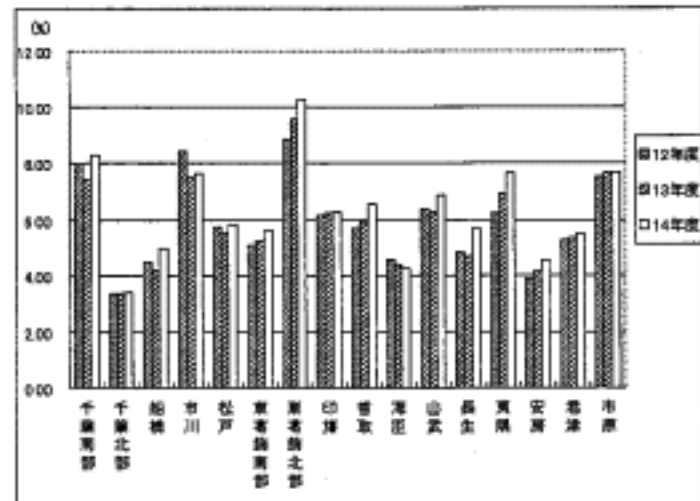


② 在籍者数に対する授業料減免者の割合  
(支部ごと)

12年度から14年度にかけて一つの支部を除き授業料減免者は増加している。主な要因としては、経済状況の影響によるものと思われる。

| 減免者の割合<br>(全県) | 12年度  | 13年度  | 14年度  |
|----------------|-------|-------|-------|
|                | 2.91% | 3.37% | 3.85% |

図③ 調定者数に対する  
口座振替不能者の割合



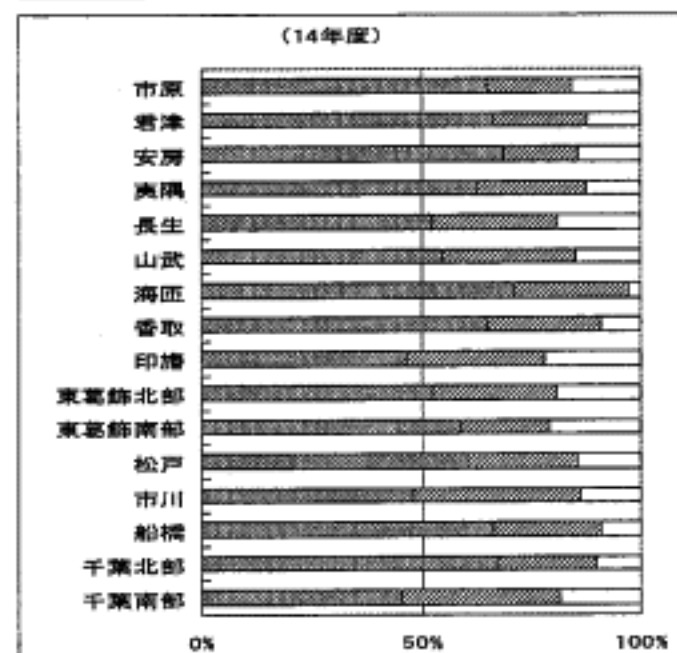
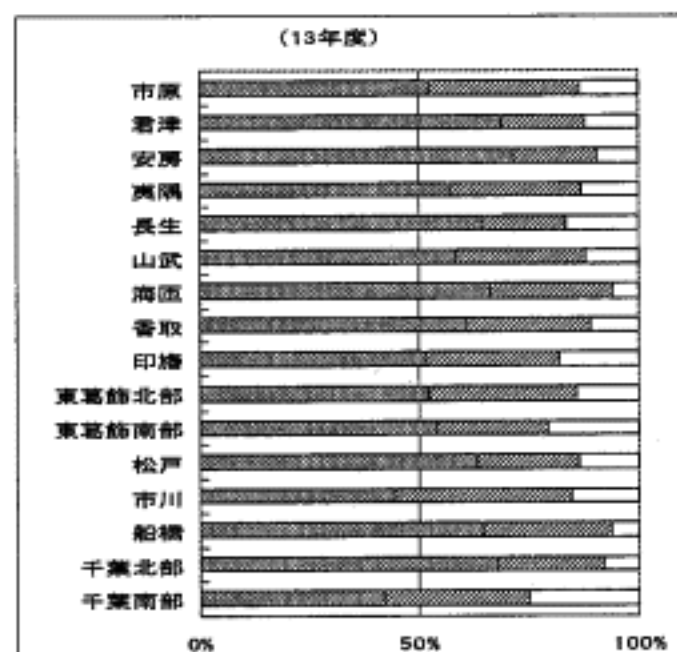
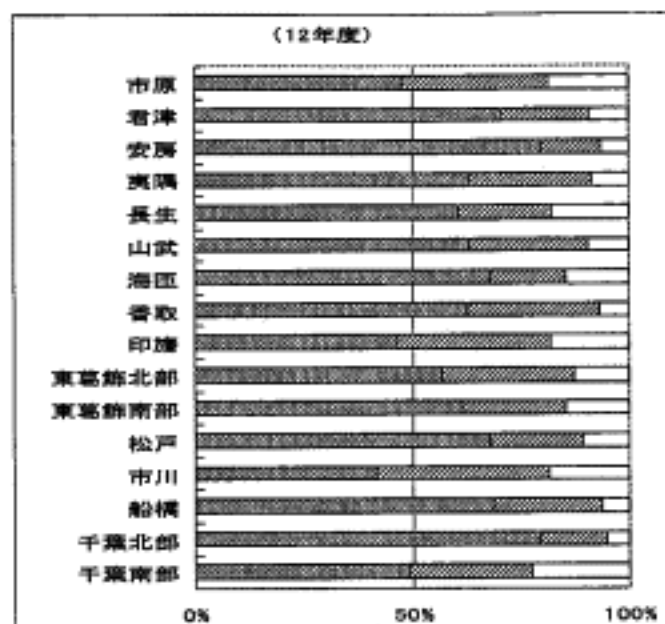
③ 調定者数に対する口座振替不能者の割合  
(支部ごと)

授業料減免者の割合と同じく、12年度から14年度にかけて増加している。減免者数の多い支部は、口座振替不能者が多い傾向が見られた。

| 口座振替不能者<br>の割合(全県) | 12年度  | 13年度  | 14年度  |
|--------------------|-------|-------|-------|
|                    | 5.61% | 5.57% | 5.93% |

図④ 口座振替不能者の納入状況の割合

(左から、月末までの納入者数・督促状発行前までの納入者数・督促状発行者数)

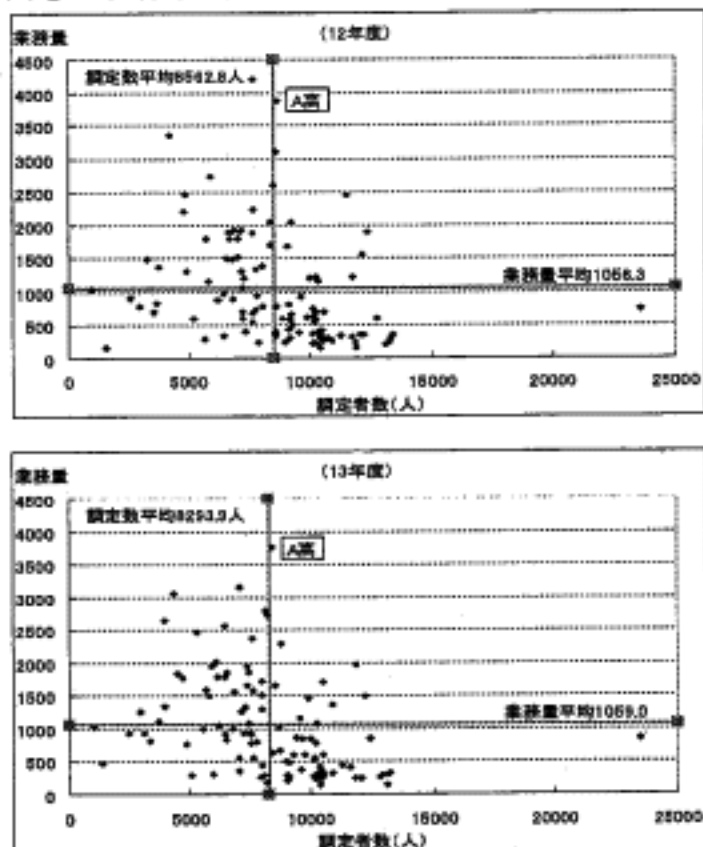


#### ④口座振替不能者の納入状況(支部ごと)

全体の約6割は月末までに納入されている。  
しかし、残りの約4割は翌月以降に繰り越され、また割合も増加の傾向にある。

(月末までの未納入者の割合 H12: 41.2%、  
H13: 44.9%、H14: 43.8%)

図⑤ 授業料等徴収事務の業務量



#### ⑤授業料徴収事務の業務量(学校ごと)

授業料が納入されるまでの期間が長くなるほど、継続的な督促業務が行われるため業務量が増すと考え、学校ごとに次の計算式により数値化した。

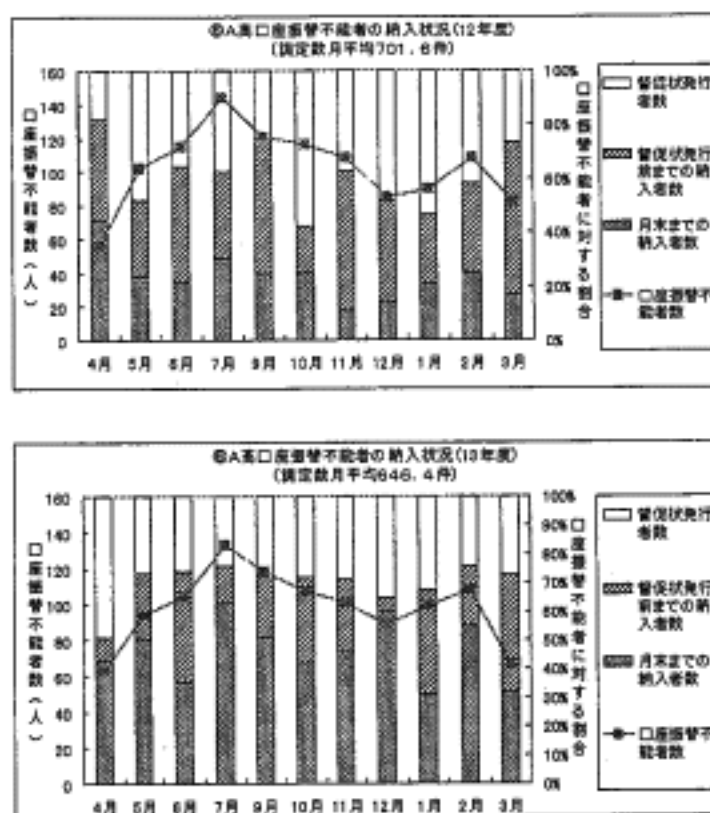
《計算式》

業務量 = (口座振替不能者数 × 1 + 月末までの未納入者数 × 2 + 督促状発行者数 × 3)

調定者数と業務量は比例しておらず、全体のうち約6割の学校は平均値以下で、学校間に業務量の格差が見られる。

次に業務量の多い学校(A高)について取り上げる。

図⑥-1 A高納入状況  
(口座振替不能者の状況)



#### ⑥業務量の多い学校(A高)

13年度には、月平均調定者数で55人減少しているが、口座振替不能者数にさほど変化は見られない。口座振替不能者数が100人を超える月数が7月もあり、また月末までに納入される割合が低い。

| 単位: % | 口座振替不能者<br>(年間計) |     | 振替不能者の<br>うち月末までの<br>納入者(年間計) |      |
|-------|------------------|-----|-------------------------------|------|
|       | A高               | 全県  | A高                            | 全県   |
| 12年度  | 14.6             | 5.6 | 23.2                          | 59.7 |
| 13年度  | 15.2             | 5.6 | 47.3                          | 57.0 |
| 14年度  | 18.6             | 5.9 | 22.3                          | 57.7 |

図⑥-2 A 高納入状況(月末までの未納入者数)

|           | 平成12年 |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     | 平成13年 |     |    |     |     |     |     |       |       |     |       |     | 平成14年 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 平成15年 |    |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------|-------|----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|----|---|---|--|--|--|--|--|--|--|
|           | 6月    | 7月 | 8月 | 7月  | 8月  | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 4月    | 5月  | 6月 | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月   | 12月   | 1月  | 2月    | 3月  | 4月    | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 4月    | 5月 |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 平成十二年度授業料 | 6月分   | 21 | 7  | 8   | 2   | 2  | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0     | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0 |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 7月分   |    | 67 | 24  | 10  | 18 | 10  | 8   | 7   | 5   | 4   | 4   | 1     | 1   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0 |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 8月分   |    |    | 104 | 28  | 28 | 25  | 18  | 12  | 7   | 6   | 5   | 2     | 1   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0 |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 9月分   |    |    |     | 77  | 46 | 28  | 30  | 18  | 12  | 11  | 8   | 5     | 4   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0 |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 10月分  |    |    |     |     | 77 | 28  | 24  | 22  | 17  | 14  | 8   | 6     | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 11月分  |    |    |     |     |    | 47  | 42  | 28  | 25  | 18  | 11  | 8     | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0 |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 12月分  |    |    |     |     |    |     | 57  | 36  | 28  | 18  | 14  | 10    | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0 |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 1月分   |    |    |     |     |    |     |     | 80  | 28  | 22  | 17  | 0     | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0 | 0 |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 2月分   |    |    |     |     |    |     |     |     | 84  | 22  | 21  | 0     | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0 | 0 |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 3月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     | 25  | 21  | 0     | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0 | 0 |  |  |  |  |  |  |  |
| 平成十三年度授業料 | 4月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     | 28    | 24  | 18 | 17  | 18  | 14  | 12  | 11    | 18    | 8   | 4     | 3   | 2     | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2     | 2  | 2  | 2 |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 5月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       | 47  | 21 | 21  | 28  | 28  | 18  | 18    | 12    | 9   | 6     | 4   | 3     | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2     | 2  | 2  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 6月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     | 67 | 44  | 28  | 28  | 21  | 18    | 18    | 10  | 4     | 4   | 3     | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2     | 2  | 2  | 2 |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 7月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    | 104 | 128 | 80  | 70  | 60    | 58    | 28  | 18    | 14  | 12    | 12  | 12  | 12  | 12  | 12  | 12  | 12  | 12  | 12  | 12  | 12  | 12    | 12 | 12 |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 8月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     | 212 | 282 | 272   | 218   | 21  | 15    | 11  | 8     | 8   | 8   | 8   | 8   | 8   | 8   | 8   | 8   | 8   | 8   | 8   | 8     | 8  | 8  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 9月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     | 482 | 482   | 28    | 21  | 21    | 18  | 8     | 8   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7     | 7  | 7  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 10月分  |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     | 542   | 28    | 21  | 21    | 15  | 8     | 8   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4     | 4  | 4  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 11月分  |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       | 242   | 242 | 172   | 112 | 4     | 4   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2     | 2  | 2  | 2 |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 12月分  |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       | 472 | 282   | 222 | 8     | 8   | 5   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4     | 4  | 4  | 4 |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 1月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       |     | 472   | 222 | 222   | 8   | 8   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4     | 4  | 4  | 4 |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 2月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       |     |       | 442 | 12    | 12  | 5   | 5   | 5   | 4   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3     | 3  | 3  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 平成十四年度授業料 | 3月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       |     |       |     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |    |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 4月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       |     |       |     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |    |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 5月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       |     |       |     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |    |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 6月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       |     |       |     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |    |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 7月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       |     |       |     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |    |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 8月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       |     |       |     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |    |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 9月分   |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       |     |       |     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |    |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 10月分  |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       |     |       |     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |    |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 11月分  |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       |     |       |     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |    |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 12月分  |    |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |       |     |    |     |     |     |     |       |       |     |       |     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |    |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 集計    | 21 | 74 | 144 | 172 | 32 | 140 | 182 | 181 | 182 | 182 | 234 | 152   | 128 | 22 | 118 | 240 | 218 | 232 | 247.5 | 228.5 | 248 | 187.5 | 188 | 184   | 184 | 186 | 278 | 187 | 201 | 221 | 218 | 282 | 242 | 288 | 288 | 182   | 81 |    |   |   |  |  |  |  |  |  |  |

※ 横の行が当該年度の当月分の授業料で、縦の列が時系列を表す。

※ 未納入者は毎月発生し、授業料は月末までになかなか納入されず、担当者の業務は翌月に繰り越され、業務量は増加し負担が大きい。



(2) 担当者の意識

設問1 あなたの担当分掌を100とした場合、授業料等の業務割合はどの程度占めていますか。

|            |     |
|------------|-----|
| ①70%以上     | 12人 |
| ②50～70%くらい | 25人 |
| ③30～50%くらい | 60人 |
| ④30%未満     | 16人 |

設問2 あなたの授業料等の分掌を100とした場合、授業料等の督促割合はどの程度占めていますか。

|            |     |
|------------|-----|
| ①70%以上     | 25人 |
| ②50～70%くらい | 26人 |
| ③30～50%くらい | 42人 |
| ④30%未満     | 20人 |

<1・2について>

担当分掌のうち授業料の業務割合は、大半が50%前後と答えている。2の分掌のうち督促業務の割合を見ると、半数が50%以上と答え、督促業務が担当者の主な仕事になっている。

設問3 授業料等の督促電話連絡について

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| ①職務上のことなので、特に苦にならない。                 | 11人 |
| ②職務上のことではあるが、苦に感じている。(あまりかけたくない)     | 52人 |
| ③職務上のことではあるが、とても苦に感じている。(できればかけたくない) | 9人  |
| ④職務上のことなので、止むを得ない。                   | 35人 |
| ⑤その他                                 | 6人  |

設問4 上記3で「②・③」に○をつけた方に伺います。理由は何ですか。(複数回答可)

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| ①対人関係が得意ではないから。                      | 9人  |
| ②トラブルが発生しやすいから。                      | 3人  |
| ③連絡をとるために時間外になることがあるから。              | 32人 |
| ④納期を約束してもらっても守ってもらえず、何度も連絡することになるから。 | 57人 |
| ⑤何度かけても、連絡の取れない家庭があるから。              | 53人 |
| ⑥その他                                 | 4人  |

設問5 督促電話をする時間帯について

|                    |     |
|--------------------|-----|
| ①勤務時間外にかけたことが無い。   | 12人 |
| ②勤務時間外にかけることが時々ある。 | 47人 |
| ③勤務時間外にかけることが多い。   | 54人 |

設問6 上記5で「②・③」に○をつけた方に伺います。督促電話をする場合の時間帯について(複数回答可)

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| ①朝8:00前にかけたことがある。     | 41人 |
| ②勤務時間終了後19:00くらいまでの間。 | 74人 |
| ③19:00～21:00くらいの間。    | 66人 |
| ④21:00以降にかけたことがある。    | 31人 |

設問7 上記5で「②・③」に○をつけた方に伺います。勤務時間外に督促電話をする場合について(複数回答可)

|                                                                         |     |
|-------------------------------------------------------------------------|-----|
| ①学校の電話で連絡している。                                                          | 74人 |
| ②ディスプレイサービスの利用で学校からの電話だと出ていただけない場合があるため学校の公衆電話で連絡している。また、公衆電話でかけたことがある。 | 13人 |
| ③自分の家庭から電話連絡している。また、かけたことがある。                                           | 78人 |
| ④携帯電話から連絡している。また、かけたことがある。                                              | 24人 |
| ⑤FAXで連絡している。                                                            | 27人 |

設問8 督促電話(FAX含む)はどこにかけていますか。(複数回答可)

|                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| ①生徒の自宅。                             | 112人 |
| ②自宅にかけても連絡が取れないので、保護者の勤務先にかけてことがある。 | 44人  |
| ③保護者の携帯電話。                          | 76人  |
| ④その他                                | 8人   |

<3～8について>

滞納者への電話による督促は、連絡が取れにくく、連絡が取れたとしてもなかなか納入に結びつかない。また相手の都合に合わせることが多いことから、勤務時間外にならざるを得ない状況があるため、55.5%の人が苦に感じている。

督促電話をかける時間帯としては、朝8時前や勤務時間終了後19時くらいまでが多かった。

設問9 督促のための家庭訪問について。

|                                                         |     |
|---------------------------------------------------------|-----|
| ①家庭訪問をする必要性が生じたことが無い。                                   | 34人 |
| ②家庭訪問を実施したほうが良いと思っているが実施したことが無い。                        | 20人 |
| ③家庭訪問を実施したほうが良いと判断し実施した。                                | 47人 |
| ④担当者としては家庭訪問の必要性を認識していなかったが、上司から家庭訪問をしたほうがよいと指導があり実施した。 | 1人  |
| ⑤その他                                                    | 11人 |

設問10 上記9で家庭訪問を実施した方に伺います。誰と訪問しましたか。(複数回答可)

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| ①担当者が1人で訪問した。                        | 9人  |
| ②担当者とはほかの事務職員の2人で訪問した。               | 3人  |
| ③担当者と事務長で訪問した。                       | 28人 |
| ④事務長が1人で訪問した。                        | 14人 |
| ⑤クラス担任(または学年主任)と担当者(または事務長)の2人で訪問した。 | 21人 |
| ⑥その他                                 | 8人  |

設問11 事務室では、どこまで授業料等督促事務について話し合っていますか。

|              |     |
|--------------|-----|
| ①担当者のみ。      | 4人  |
| ②担当者と事務職員1名。 | 2人  |
| ③担当者と事務長。    | 60人 |
| ④事務室全体。      | 42人 |
| ⑤その他         | 7人  |

設問12 直接の担当者以外で、督促業務に携わっている人はいますか。

|              |     |
|--------------|-----|
| ①担当者のみ。      | 26人 |
| ②事務長と担当者。    | 37人 |
| ③担当者と他の事務職員。 | 3人  |
| ④事務長、担任、担当者。 | 38人 |
| ⑤その他         | 13人 |

<9～12について>

家庭訪問は42.7%が実施していて、訪問する際は、2名以上で行われる場合が多い。担当者は督促業務について、事務長又は事務室全体で話し合いを行っている。

また、多くの担当者は事務長や担任と連携を図りながらこの業務にあたっている。その他として、少数ではあるが学年主任や教頭が携わっている学校もあった。

設問13 授業料の徴収方法に改善点が必要だと思いますか。

|         |      |
|---------|------|
| ①必要である。 | 101人 |
| ②必要でない。 | 12人  |

設問14 上記13で「①」に○をつけた方に伺います。(複数回答可)

|                                                  |     |
|--------------------------------------------------|-----|
| ①口座振替日を、もう1日増やす。                                 | 49人 |
| ②口座振替日を、17日ではなく民間企業等の給与支払日直後にする。                 | 50人 |
| ③授業料の納入時期を選択できるようにする。(年間一括払い、前期・後期の年2回払い、各学期払い等) | 38人 |
| ④コンビニ等からでも納入できる方法を取り入れる。                         | 28人 |
| ⑤地区毎に学校にかわって授業料等を督促する専門員を配置する。                   | 43人 |
| ⑥その他                                             | 10人 |

<13・14について>

9割以上が現在の徴収方法の改善を望んでいて、口座振替制度等の見直しの声も多い。また、督促業務を専門員に委ねる制度にも期待が大きい。「上記③を、選択でなく全員一律各学期払いにする。(退学しても返金しない)」「千葉県として授業料の督促業務の委託化をすすめることにより、授業料納入の徹底を計ることを希望する。」等の意見もあった。



設問 15 県立高等学校管理規則第 77 条に関する督促連絡のやり取りの中で次のようなことを言った事がありますか。(複数回答可)

|                        |      |
|------------------------|------|
| ①出席停止処分もありますよ。         | 18 人 |
| ②退学処分もありますよ。           | 23 人 |
| ③進級できなくなりますよ。          | 12 人 |
| ④卒業できなくなりますよ。          | 15 人 |
| ⑤卒業証書をお預かりする事もありますよ。   | 22 人 |
| ⑥修学旅行に参加できなくなる事もありますよ。 | 39 人 |
| ⑦その他                   | 7 人  |

設問 16 上記 15 で○をつけた方に伺います。どんな理由から言ったのですか。

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| ①滞納を解消するための方法として止むを得ないと考えたため。 | 48 人 |
| ②滞納を解消するための方法として適当であると考えたため。  | 6 人  |
| ③保護者とのやり取りの末、不快に感じたため。        | 1 人  |
| ④その他                          | 5 人  |

設問 17 滞納者に対する県立高等学校管理規則第 77 条の行使の必要性があると思いますか。

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| ①必要がない。                       | 4 人  |
| ②必要がある。                       | 28 人 |
| ③滞納者の状況に応じ場合によっては導入・行使の必要がある。 | 59 人 |
| ④どちらともいえない。                   | 22 人 |

設問 18 上記 17 で「①」に○をつけた方に伺います。その理由は

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| ②教育的配慮(教育の機会均等)と債務者としての問題は別に考えるべきである。 | 3 人 |
| ④その他                                  | 1 人 |

設問 19 上記 17 で「②・③」に○をつけた方に伺います。その理由は

|                     |      |
|---------------------|------|
| ①義務教育ではないから。        | 63 人 |
| ②滞納額の解消に効果が期待できるから。 | 19 人 |
| ③心の拠り所ができるから。       | 1 人  |
| ④その他                | 7 人  |

<15～19について>

15の言葉について、言ったことがある人の割合は53.8%であり、半数以上の人滞納を解消するために止むを得ず言っている。また、言ったことがない人については、学校の収納状況により言う必要がない、言うことができない等の理由があると思われる。17より、県立高等学校管理規則第77条の行使について約75%が必要を感じており、現状とのずれがある。

設問20 自由記入欄より

・納入させようという強い立場で督促するか、保護者の言うなりに納入期限をずるずると伸ばしてよいのか、督促する側の立場をはっきり指示してほしい。督促の記録状況があれば納入につながりながらも良いのでしょうか。

・なるべく滞納は、させないように対応することは重要だと思っている。経済不況で失業する保護者が増加した。本校は、減免者の割合が生徒数の1割を超えている。口座振替で引落としされない人が平均80件、納期限までに納めてもらえない人が約30件、減免は考えていないようだが、経済的に苦しいのではないと思われる。それでもなんとか、授業料は払いたいと一生懸命働く保護者がいる反面、子供の携帯電話代が、高いので学費は待ってほしいという保護者もある。その子供達が平等に教育を受けている。授業料を払うことに対する意識が、保護者ごとに違うため、督促方法もその家庭ごとによって変わる。学校の形が変化していく中で、授業料のとらえ方も変えていく必要があるのではないだろうか。保護者の経済状況で、納入額を変えとか、年払いにするとか。(ほとんどの生徒は、入学したら卒業するまでやめないと思うので一括でも問題ないと思う。) 調定も、年払いの人は、1年分まとめて、入学料のように、調定してしまう。県の高校教育のあり方と、授業料について(教育的配慮が、どの程度までのものなのか。) 明確になっていくと、督促もしやすくなると思う。

・共働き世帯の増加や、勤務形態の多様化といった社会の変化に加えて、授業料を払うことに対

する責任意識の希薄さが徐々に目立ちはじめしており、それとともに勤務時間外に保護者に連絡をとるなどの時間が増えはじめている。時間外労働や電話代の負担の問題は、担当者1人で解決させるという姿勢に疑問を感じている。

- ・修学旅行の積立金等、私費の比重が大きい。授業料が免除でも、団体費や学年費を滞納する者もあり、督促は収入事務担当者が行うことになる。
- ・授業料の徴収事務が事務室だけの業務となっている中で、事務室（事務長）には、規則を行使する権限が付与されていないのは業務遂行上不自然ではないか。
- ・納入困難校は事務量が大巾に増加するため、増員願いたい。根本的には授業料の前納をするなど滞納できない制度がほしい。（私立並）  
滞納して退学した場合、滞納した授業料等については、全額免除できると良い。（団体費、積立金の滞納も困る）
- ・税金等には、延滞金や差押え等の権限があるが、授業料には、何もないため、滞納者の中には納入意識が低い傾向がある。又、学年費（教材費・旅行積立）がなければ、もっと、納入されやすいと思う。
- ・本当に経済的に苦しいのか、保護者の意識の低下で納入しないのかがわかりづらい所があります。教育的配慮をしすぎて、督促ができない部分もある様に思います。（19の①・②）ほかの公共料金（電気や水道等）のように支払っていないければ、利用できないようという事を授業料に対しても意識してもらいたいと思います。
- ・最近の滞納者は、経済的理由が見当たらないにも拘わらず滞納者が多くなっている。滞納の連鎖を防ぐためにも、管理規則第77条の行使は必要であると思慮する。また、一方で、減免や貸付金等の奨学金関係が充実されているので、管理規則の厳格な適用を望む。

## 5 授業料徴収事務のあり方

納期限を過ぎても納入されない授業料については、督促状の発行、保護者の呼び出しや家庭訪問、また納入確約書や納入計画書等の提出を求めたりもしているが、なかなか納入されない。また保護者の都合に合わせるが多いため、勤務時間外になることもしばしばである。また学校は徴収する側でありながら、常に納入をお願いする立場で督促業務に当たらなければならない、担当者の多くは未済額を減らすことに、悩み、迷い、苦悩の日々を送っている。

授業料収入未済の多い学校では口座振替不能者も多く、授業料減免者も多いため、授業料担当者の業務量は非常に多く、負担も大きい。

年々授業料の収入未済額が増加傾向にある中、授業料が納期限内に収納される学校とそうでない学校では、この問題に対する受け止め方に大きな隔たりがあると思われる。しかし“あなたも授業料徴収困難校の授業料担当者になったつもり”で、この問題を自分の問題と捉えて考えて頂きたい。

今回のアンケート調査で現行の徴収方法に対する改善を求める声が非常に多いことから、私達は次のように考えてみました。

### （1）効率的事務処理の案出

#### ① 授業料等の納入方法

ア 前納制度の導入（前期、後期の年2回納入制）  
前期分（4月～9月分）

納入期限を5月末日とする。

後期分（10月～3月分）

納入期限を11月末日とする。

※団体費についても同様とする。

イ 早期納入割引制度の導入（優遇措置）

指定納入期限内に納入した者については、納入金額から一定の割引額を差し引いた金額を納入する。

〔指定納入期限〕

前期分（4月～9月分） 4月末日とする。

後期分（10月～3月分） 10月末日とする。

#### ② 授業料口座振替制度

ア 口座振替日は、4月及び10月の末日とする。  
（早期納入割引制度の適用）

イ 再度の口座振替制度の導入

口座振替不能者に対しては、翌月に再度の口座振替を行う。(早期納入割引制度の不適用)

ウ 団体費は授業料と一緒に口座振替を行うが、振替額を低く抑え振替率の向上を図るため、修学旅行積立金については口座振替を行わない。学校が修学旅行を企画し旅行会社を決定した段階で、保護者が旅行会社へ直接旅行代金を支払う。又は両者の間で積立を行う。

#### エ口座振替システムの電算化

学校給与端末機と千葉銀行のコンピュータをオンラインで結び、現在手書き処理している口座振替停止依頼書等の手続き関連書類の電算化を図る。

#### オ授業料等振替口座の電子登録

保護者へ入学準備説明会等で事前にアドレス・パスワードを交付し、保護者が自宅等のパソコンを使って、各学校のホームページにアクセスして、画面を見ながら手順に従ってデータを入力する。学校はそのデータを千葉銀行へ送信して振替口座の登録を行う。またもう一つの登録方法として、授業料口座振替取扱金融機関のATM(又は専用端末機)を使って、保護者が振替口座の登録ができるようにシステムを開発する。

### ③ 督促状に係るシステムの変更等

#### ア督促状の取扱金融機関等の拡大

千葉銀行のみならず、他の金融機関(口座振替を行っていない金融機関、郵政公社)でも、またコンビニエンスストアからも払い込み可能にする。

#### イ督促状の様式変更

上記アの拡大に対応した督促状の様式(バーコード付き等)に変更する。

#### ウ督促状発行の電算化

督促状の発行は現在手書き処理されているが、生徒コード等を入力するだけで発行できるようにシステムを開発する。

エ督促状の発行は、従来通り納期限経過後20日以内に発行する。

#### 【例】前期分の場合

5月末日が納期限であるので、6月20日以内に納期限を設けて発行する。

### ④ 団体費に関する督促

ア 授業料督促状を郵送する際、納入金額記載の郵便振替用紙を同封して払い込みを求める。

イ 授業料督促状を郵送する際、団体費納入に関する通知文を同封して学校の指定口座に振り込みを求める。

ウ 学校窓口まで現金の持参を求める。

### ⑤ 教育庁内に授業料徴収対策室(仮称)の新設

#### ア 専門の相談窓口の設置

滞納者(保護者及び生徒)に対して、専門のアドバイザーによるカウンセリングを行う。

子供には心配を掛けたくない保護者の思いから、苦しい経済状況を誰にも相談できず、滞納額が増えたケースもある。

このような悩みを抱えた保護者の家庭環境や経済状況を把握した上で客観的に判断し、アドバイスをを行う。また、携帯電話やブランド志向など欲求の充足を優先させる生活スタイルや、授業料の納付に関する認識の低さが原因で納入できないケースもある。

そこで、専門のアドバイザーが生活スタイルの見直しの提案や、経済観念等の改善の指導、債務の返済計画(分割払い)等についての助言を行う。また、授業料等納入困難者に対し再度授業料等の免除申請を勧め、修学意欲があり、性行が正しくかつ身体が強健な者には、千葉県奨学資金等の貸付けを勧める。申請及び申込みは従来どおり学校で受け付ける。そして、滞納者の身になって、一緒に考え、解決策を講ずることにより社会的・経済的弱者や貧困者を救済する。

#### イ 授業料督促の専門員を置く

専門員は学校からの連絡を受け、督促状が送付されても指定納期限内に納入しない者に対して、督促の業務を専門に行う。

### ⑥ 県立高等学校管理規則第77条の実行

これまで授業料を納めないことと、単位を修得することは別な問題だと解釈されてきた。そのため授業料を納入しなくても卒業できてしまうことが現実にあった。卒業後「必ず返済する。」と約束するが、支払って頂けないケースもある。この不公平感を取り除き、未済額を増やさないためにも、やむなく本則第77条を実行する。

ア 上・下半期それぞれの納期限経過後1ヶ月を過ぎても正当な理由なくして、授業料等を納入しない者に出席停止の処置を行う。そして、保護者と生徒は授業料徴収対策室（仮称）に出向いて、専門のアドバイザーによるカウンセリングを一緒に受ける。

ここでの出席停止は、保護者と生徒が専門家に相談し、生徒を含め家族全員で今の生活状況を踏まえ、これから学校を続けていくためにどうしたらよいかを考える機会を与えることを目的としている。

イ この指示に従わず、又はアドバイザーの助言や指導を受けた後にも改善が見られない場合や、授業料等を支払おうとしない長期にわたる滞納者に対しては、やむなく退学の処置を行う。これにより、滞納者には授業料等の納入意識が芽生え、ひいては歳入の確保に繋がる。また学校側は、今まで滞納者に対し遠回しや曖昧な表現でしか督促できなかったが、これからはこの処置があることを事前に文書で当事者に伝えなければならない。

#### ⑦ 保護者のメールアドレスの事前登録

携帯電話等の普及に伴い、入学時保護者が提出する個人カード（家庭状況調査表）にメールアドレス記載欄を設けて、メールアドレスの事前登録を行う。これにより、授業料等の振替日等の事前の連絡をメールで行い、振替率の向上を図る。また、振替不能者への連絡にも活用できる。

#### ⑧ 授業料を徴収する側（学校）の説明責任

入学式準備説明会等において、次の点について十分に説明し周知徹底を図る。

ア 授業料等の納入の意義等（授業料を徴する理由・目的、使い道等）について、保護者にわかりやすく説明し、授業料等を納期限内に納入する義務があることを理解してもらう。

イ 早期納入割引制度の導入に伴う授業料等の口座振替について十分に説明し、なるべくこの制度の適用がなされるよう推し進める。

ウ 授業料の減免に関すること。

エ 授業料等の納入に関することも含め、特殊事情のある方は、必ず申し出ること。（分割払いへの対応）

オ 授業料は納期限経過後、20日を経過しても納

入されない場合、学校は規則に基づき納期限を指定して、保護者宛に督促状を発行すること。

カ 授業料の滞納が三月を越えると、生徒に対し出席停止や退学を命ずることがあること。

キ 振替口座の電子登録に関すること。

ク メールアドレスの登録に関すること。

ケ 奨学資金貸付及び返還に関すること。

以上、授業料等を徴収する側（学校）には、授業料等を納入する側（保護者）に対して、機会あるごとに十分に説明する責任があることを、まず我々一人ひとりが自覚しなければならない。

#### ⑨成績判定会議等における授業料等未納者の取扱

進級・卒業の認定は、本来授業料の納入が前提で、生徒の成績を評価して校長が判定するものであることから、今後未納者に対しては、生徒の成績と未納額や納入の見通しなどを明らかにした上で総合的に判定する。

#### ⑩授業料特別免除制度の導入

授業料特別免除制度とは、生徒が授業料未納により出席停止になり、その後も未納の状況が改善されず、滞納により退学が確定した場合、遡って未納月分の授業料全額が特別に免除となる制度である。すでに他県で導入しているところもあることから、本県でもこの制度の導入を図る。

#### ⑪その他

ア 授業料の減免該当者（半額免除含む）は、諸団体費についても免除とする。

イ 授業料の納入時期と修学旅行代金の納入時期を重複しないように努める。

ウ 授業料等の分割納入者希望者に対しては、納入計画書の提出を求め、上記④のア～イの納入方法から保護者が選択し希望に応じる。

#### （2） メリット

##### ①授業料口座振替手数料の経費削減

口座振替登録料 単価1件につき 50.40円

口座振替手数料 単価1回につき 5.25円

平成14年5月1日現在の全日制公立高等学校の生徒数（114,185人）により算出



## 「現 状」

### 振替登録料

114,000人×50.40円×1回＝ 5,745,600円

### 振替手数料

114,000人×5.25円×12回＝ 7,182,000円

---

合 計 12,927,600円  
(年間所要額A)

## 「見直案」

### 振替登録料

114,000人×50.40円×1回＝ 5,745,600円

### 振替手数料(4月、10月の年2回の振替)

114,000人×5.25円×2回＝ 1,197,000円

### 振替不能者に対する再度の振替手数料 (5月、11月の年2回の振替)

(不能者は全体の30%で算出)

34,200人×5.25円×2回＝ 359,100円

---

合 計 7,301,700円  
(年間所要額B)

経費削減額(A－B)＝ 5,625,900円

## ② 授業料徴収事務に係る業務の削減

### ア 督促状の発行回数の減少(年間2回)

数ヶ月も滞納している場合、督促状を発行してから何日もしないうちにその当月分の未納の連絡をしなければならない。保護者も毎月のように届く督促状にも慣れてしまい、敏感に応じない傾向にある。年間2回の督促状の発行により、慣れからの脱却と敏感さの回復を図り、その威力に期待したい。また、慢性的な滞納者を抱える学校においては、毎月のように発行する督促状が年間2回の発行で、かつ手書きから電算化処理になるため業務量は飛躍的に削減される。

### イ 授受の減少

口座振替不能者に対し再度の口座振替を行うため、生徒が窓口まで持参する件数が現在よりも少なくなる。また、もう一度チャンス(再度の口座振替)があることは保護者にとっても、大きなメリットである。

### ウ 授業料徴収簿、現金出納簿等への記載件数の減少や、窓口納入者へ発行する領収書の削減等が見込まれる。

### エ 督促業務量の削減

督促業務は、専門員に委ねるため、滞納者を多く抱える学校にとっては、業務量の減少になる。

また、特別免除制度の導入により、未納者が退学となった場合は、未納分の授業料が全額免除となるため、このケースの督促業務がなくなる。

## ③前納制の利点

生徒の異動(転退学)があった場合、授業料の還付手続きが煩雑のように思われるが、異動時に徴収するよりは還付した方が事務処理はより効率的である。また異動時の未払い解消にも繋がる。

## ④授業料徴収対策室(仮称)新設の利点

### ア 保護者の立場に立った行政サービス

専門のアドバイザーが滞納者(保護者及び生徒)に対して、問題や相談事に応じ、的確に判断し保護者と一緒に解決策を探るため、より極めの細かいサービスの提供ができる。

### イ 専門員による滞納者に対する督促業務

督促業務は、非常に専門性が高く、高度なテクニックを要する。また、支払わない者に支払わせるのだからトラブルにもなり易い。そこで、督促のノウハウを持つ専門員に委ねることにより、未済額の減少を図る。

## ⑤授業料納入の促進

### ア 早期納入割引制度の導入により、口座振替率のアップが期待できる。

### イ 民間企業の多くが給料日を月の25日又は末日に設定しているため、上・下半期の第1回目の振替日を4月・10月の末日に設定した。これにより給料が振り込まれた直後に、振り替えることができるので、振替率の向上が期待できる。

### ウ 督促状の取扱金融機関等の拡大により、より身近な取扱金融機関等を選択できるということは、納入者にとって大きなメリットある。

### エ これまで口座振替日等の連絡文書は、生徒を経由して保護者へ通知していたが、これからは、直接保護者へメールで行うことができることから、「連絡がない。通知が届かない。」という問題が解消し、振替率の向上が期待で

きる。

- オ 成績判定会議等において授業料未納者の進級や卒業の認定をする場合、生徒の成績に加え授業料等の納入状況を加味した上で、総合的に判定することから、クラス担任も積極的に納入義務者に対して納入を促すことになる。

## ⑥処 置

### ア 出席停止

あくまでも滞納者（保護者と生徒）とアドバイザーが問題の解決に向けて、一緒になって考える機会を付与するものであり、極めの細かい行政サービスが提供できる。

### イ 退 学

この処置を実行することにより、滞納者の納入意識の向上に期待する。また長期にわたる滞納者数が減少する。

## ⑦振替口座の電子登録

保護者が自宅等で学校ホームページにアクセスし、自らが振替口座データの入力を行うことができる。又は、授業料口座振替取扱金融機関等にて登録が可能となるため、各学校及び千葉銀行の振替口座登録に関する手続きの業務量が減少する。

## (3) デメリット

- ① 1回の口座振替額が、多額になるため引落率が下がる可能性がある。
- ② 修学旅行積立金を学校で取り扱わないため、旅行業者の指定する納入期限内に旅行代金を払い込まなければ、必然的に参加できなくなる。
- ③ 早期納入割引制度の導入により、収入金額が減少する。
- ④ 授業料減免者に対し団体費についても免除となり、その収入金額が減少する。
- ⑤ 授業料徴収対策室（仮称）新設に伴い、人件費が増加する。
- ⑥ 生徒の異動（転退学）があった場合、授業料の還付や調定の減額の事務処理が増加する。
- ⑦ メールアドレスの登録に手間が掛かる。
- ⑧ 保護者が振替口座の登録を行うため、間違いが発生しやすい。
- ⑨ 学校コンピュータのシステムの構築やセキュリティ強化に経費が嵩む。

- ⑩ 特別免除制度の導入により、未納者を安易に退学にしてしまう恐れがある。また、未納分の授業料が全額免除となるため歳入が減少する。

図 授業料徴収事務見直しの流れ

| 上半期    |                                                                                                                                      | 下半期     |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 特 定    | 調 定                                                                                                                                  | 特 定     |
| 4月1日   | 半期分を一括決定する<br>滞納者数の確認<br>決定調書の作成<br>決定調書の発行                                                                                          | 10月1日   |
|        | 通 達                                                                                                                                  |         |
| 4月25日  | メール又は文書で滞納者等の保護者へ通知する。                                                                                                               | 10月25日  |
|        | 収 納                                                                                                                                  |         |
| 4月30日  | 口座振替                                                                                                                                 | 10月31日  |
| 5月7日頃  | 口座振替収納状況の把握（給与振込口座にて確認）<br>口座振替不能者（振替口座に不備あり）を確認し、不能者に対し、<br>振替金額と再度の口座振替日を通知する。                                                     | 11月7日頃  |
| 5月15日  | 再度の口座振替                                                                                                                              | 11月15日  |
| 5月22日頃 | 口座振替収納状況の把握（給与振込口座にて確認）<br>口座振替不能者（振替口座に不備あり）を確認し、不能者に対し、<br>納付期限内に納入するよう連絡する。<br>また、家庭・経済状況を確認し、授業料減免又は奨学金貸付の<br>説明と受入を求め保護者の相談にのる。 | 11月22日頃 |
| 5月31日  | 納 納                                                                                                                                  | 11月30日  |
|        | 督 促                                                                                                                                  |         |
| 6月1日   | 滞納者を学校へ呼び出す。（滞納の機会を考慮）<br>次のことを必ず伝える。<br>①滞納の指定期限内に納入できない場合は督促状を発行すること。<br>②滞納処置があること。                                               | 12月1日   |
| 6月18日頃 | 督促状の発行                                                                                                                               | 12月18日頃 |
| 6月30日頃 | 納期限経過後20日以内に督促状発効書も発行する。<br>督促状の納期限                                                                                                  | 12月27日頃 |
|        | 処 置                                                                                                                                  |         |
| 7月1日   | 出席停止の処置<br>保護者及び生徒を呼びだし出席停止の処置を行う。<br>保護者との協議による出席停止を利用して授業料徴収対策室に<br>出向し、専門のカウンセラーに相談し今後の解決策を講ずる。                                   | 1月4日    |
| 7月31日  | 退学の処置<br>授業料徴収対策室に出向かない場合やカウンセラーを受けない場合、<br>また、保護者等に改善の意思や取り組み姿勢等が見られない場合、<br>たむく生徒に対し退学の処置を行う。                                      | 1月31日   |
|        | 取り立て                                                                                                                                 |         |
|        | 授業料等を納入しない者に対し、授業料等の取り立て業務を授業料<br>徴収対策室が行う。                                                                                          |         |

## 6 「授業料」と「教育的配慮」の関係

私達研究グループでは、県立高等学校管理規則第77条の実行を含めた授業料徴収事務のあり方について思慮したことから、最後に「授業料」と「教育的配慮」の関係について考えてみる。

教職員がよく使う言葉に「教育的配慮」又は「教育的見地」というものがある。これらの言葉は教育に携わるすべての者が、常に意識をしながら判断し、行動を執らなければならない気配り、心配りである。授業料等の徴収事務に携わる者にとって、特に注意を払わなければならないことの一つとも言える。この「教育的配慮」、学校現場においては規則や条例に優先するケースも少なくないように思われる。しかし私達は、この言葉によっ



て授業料の徴収事務の適正な執行を妨げられてはならない。そこで、今回授業料を徴収する側の立場から次のケースについて考えてみた。

#### 『管理規則第77条の実行』

授業料等の滞納が恒常的に発生し、かつ減免等の修学援助制度を受けず、経済的にそれ程困窮していない場合。

#### 《従来の考え》

督促はするが、生徒本人には責任が無いので出席停止や退学までは行うべきでない。

#### 《研究グループの考え》

正当な理由なくして、授業料等を納入しない者に対して出席停止の処置を行う。学校側は、生活スタイルの見直しや経済観念の改善・指導したにも拘わらず、当事者に改善が見られない場合や、授業料等を支払おうとしない長期にわたる滞納者に対しては、やむなく本則第77条の退学の処置を次の理由により行う。

第一に、施設を使用し授業というサービスを受けている以上、義務教育ではないのだから対価としての授業料を支払うことは当然のことである。

第二に、経済的弱者に対しては、授業料減免や奨学金等の修学援助制度があるので配慮されている。

第三に、授業料を未納の状態、生徒の異動（転出・退学等）、及び卒業を認めてしまうことは、納入義務者の納入の意識を低下させる恐れがある。

これからは公平性や社会常識に照らして、教育現場においても『教育的配慮』を『常識的配慮』に代えていくべきではないだろうか。

もちろん、当事者の家庭が現状を認識し、どのようにしていけば、生徒が学校を続けられ勉学に励み、学校を卒業できるかを真剣に考え、強い意志と目標に向かって取り組む姿勢を学校側に示せば、学校側は全面的にバックアップをする。

## 7 今後の課題

- ①授業料納入の現状の早期見直し
- ②授業料徴収事務に係るガイドラインの制定
- ③現場の声を生かした環境づくり

私達学校事務職員にとって、授業料を県の歳入として収納する事務は、もっとも重要な職務の一つである。また、私達は規則や条例に基づいて事務を執らなければならないにも拘わらず、授業料の滞納者に対しては、法的措置を執らない現実がある。この矛盾を払拭した上で、私達の案出した納入方法を手掛かりに授業料納入の現状の早期見直しを求めている。

また、督促業務は事務担当者や各学校によって異なった対応を執っているため、つい乱暴な言葉を使ったり、不適切な時間帯に電話連絡をしたり、その他当事者のプライバシーに関する事項等を無意識のうちにあからさまにしたり等々、法に抵触するようなことが起こりうる危険性を秘めていることから、私達はなお一層の資質の向上に努め、統一的な対応を執ることが求められているのではない。

また、これまでの中央集権から地方が主役となる分権の時代です。今私達に求められているもの、それは私達一人ひとりが、それぞれの学校で自分の業務をもう一度見直し、不都合なこと、不合理なことがあれば積極的に意見を出して行くことが、もっとも大切なことだと思います。そこで、現場の声を生かした環境づくりを求めて行きたい。

したがって、上記①②③について直ちに取り組む必要があるのではない。

## 8 まとめ

私達研究グループでは、授業料徴収事務についてこのように一つの考え方をまとめてみました。「理想だけを追い求めた考え方だ。」「思いつきの羅列じゃないか。」「こんなの意見であって研究でない。」等々ご意見やご感想があらうかと思われま。昨今「国の機関や地方公共団体は民間を見習え！民間の活力を導入せよ！」と叫ばれて久しい。また「こんな事できたらいいなー」を実現してきたのも確かに民間です。私達は日々の業務に追われ、よりよい方策を探る時間的余裕がない。したがって、「去年や前任者と同じように・・・」「上司に言われたことだけをやっていればいい・・・。」と言うように前例踏襲型になりがちです。これでは、私達は県民のニーズに応えることはむずかしい。新たな試みをするということは、既成の事実や慣習に基づく反対や反発もあるでしょう。しかし、

私達は現実を直視して、どこに原因や矛盾があるのかを明らかにした上で、納入する側にとっても納入し易く、徴収する側にとっても徴収し易い、新しい時代に対応した効率的な徴収方法をみんなで考えて行こうではありませんか。

この発表が各学校の担当者のみならず、多くの関係者に私達研究グループの声・みんなの声が届き、授業料徴収事務のあり方を考える契機となれば幸いです。

それがやがて、各公立高等学校事務職員会を中心に、一人ひとりが率直な意見を出し合い、よりよい授業料等の納入方法を模索し、各関係機関と連携を図り御協力を得ながら、授業料収入未済の問題に立ち向かう明確な方針が打ち出されることを望みます。

今私達が為すべきこと、私達ができることから始めよう！

千葉県公立高等学校事務職員会  
印旛支部研究グループ

千葉県立印旛高等学校

副主査 鈴木 正志

千葉県立成田国際高等学校

主 事 新島 則孝

千葉県立富里高等学校

副主査 渡邊美佐子

千葉県立佐倉東高等学校

主 事 酒井 浩子

千葉県立佐倉南高等学校

主 事 木内 宏美

千葉県立四街道高等学校

副主査 鈴木 良宣

千葉県立千葉盲学校

副主査 渡辺 弘

千葉県立印旛養護学校

主 事 石橋 正行

(現) 千葉県立成田国際高等学校

副主査 君塚 好子

(現) 千葉県立松尾高等学校

副主査 子安 裕美

(現) 千葉県立東金商業高等学校

主 事 前林佐緒利